

今年改訂された商標審査基準（改訂第15版）の改訂のポイントを教えてください。



（東京都 T. A）



## 1. 商標審査基準の改訂

近年、企業が店舗の外観・内装に特徴的なデザインを採用することでブランド価値を見だし、これを用いてサービスの提供等を行う事例が増加しています。店舗の外観・内装は、従来から立体商標として保護の対象となり得ましたが、必ずしも保護が十分とはいえない状況がありました。

そのため、店舗の外観・内装を立体商標として適切に保護できるよう、令和2年3月に商標審査基準が改訂され、立体商標制度の見直しが行われました。改訂後（改訂第15版）の商標審査基準は、令和2年4月1日以降の出願に適用されます。

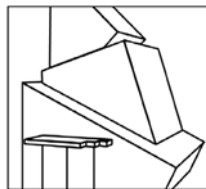
## 2. 改訂のポイント

①旧審査基準（改訂第14版）の立体商標の項を論点ごとに整理するとともに、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例（「立体商標と認められる例」と「立体商標と認められない例」）を追加（商標法3条1項柱書き）。

例えば「立体商標と認められる一例」として加えられた内容は以下の囲みのとおり。

指定役務：43類 飲食物の提供

### 【商標登録を受けようとする商標】



### 【立体商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

\*解説 願書に記載した商標に、実線・破線等の描き分けがあり、願書に記載した商標および商標の詳細な説明から、立体商標としての構成及び態様が特定されている。

②また、建築、不動産業等を指定役務とする立体商標の出願に関し、立体商標の形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは識別力なしとする判断について、上記「建築物の形状」に「内装」の形状を含むことを追記（3条1項3号）。なお、3条1項3号に該当しない店舗

等の形状からなる立体商標についても、上記3号と同様の趣旨から修正（3条1項6号）。

③立体商標における出願商標と使用商標との同一性判断において、商標を構成しない部分を考慮しないことを追記（3条2項）。

④立体商標の類否判断において、商標を構成しない部分を除いて商標全体として考察すること、および位置商標との類否関係を追記（4条1項11号）。

⑤出願時に著名となっている、他人の建築物の「内装」の形状および建築物に該当しない店舗等の形状は、出所の混同を生じるものと判断することを追記（4条1項15号）。

⑥商標の詳細な説明の記載による立体商標の特定の考え方について、新しいタイプの商標に準じて整理し、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加（5条5項）。

⑦立体商標の要旨変更について、新しいタイプの商標に準じて整理（16条の2）。

以上が改訂のポイントですが、この機会にぜひ、商標審査基準の改訂箇所について確認してみてください。